

呉市防犯カメラ設置補助金交付要綱

地域協働課

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪の起こりにくいまちづくりに向けた地域の自主的な防犯活動を支援するため、自治会等が行う防犯カメラ設置に対する補助金の交付に関し、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「防犯カメラ」とは、犯罪の抑止を目的とし、不特定多数の者が利用する道路等の公共空間を撮影対象として特定の場所に常設される撮影装置で録画機能を備えているもの（関連機器を含む。）をいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、自治会、自治会連合会その他市長が適当と認める団体とする。

(交付の対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、防犯カメラの設置に要する次に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- (1) 防犯カメラの購入及び設置に要する経費（購入に併せて支払う保守点検料を含む。）
- (2) 防犯カメラの設置を示す看板の設置に要する経費

2 修理費、保守点検料等の維持管理費、移設費、撤去費その他の防犯カメラ設置後に新たに生じる経費は補助の対象としない。

(防犯カメラの機能)

第5条 防犯カメラは、次に定める機能を有するものとする。

区 分		仕 様
撮影機能	有効画素数	38万画素以上
	作動時間等	1日24時間又は必要時に作動し、夜間も人物等が特定できる撮影ができること。
録画機能	録画期間	7日間以上
	1秒間の記録間隔	1コマ以上
	記録画像サイズ	640×480画素以上
	記録媒体	USBメモリー、DVD-R等の外部記録媒体に画像が複写できること。メモリーカード又はハードディスク等の画像記録媒体を備えること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、防犯カメラ1台につき補助対象経費の4分の3以内の額とし、30万円を限度とする。

2 前項に定める補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第7条 補助金交付を申請する者は、事前に呉市防犯カメラ設置補助金事前協議申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面

(2) 団体規約及び役員名簿

(交付の内示)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、呉市防犯カメラ設置補助内示書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により不相当と認めるときは、速やかに交付しない旨を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 前条第1項の規定による補助金交付の内示を受けた者は、呉市防犯カメラ設置補助金交付申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面及び写真

(2) 収支予算書(様式第4号)

(3) 補助対象経費に係る見積書

(4) 防犯カメラを設置する場所の所有者等の承認書(様式第5号)の写し

(5) 設置する防犯カメラの資料(第5条で規定する機能が確認できるカタログ、仕様書等)

(6) 道路交通法その他の法令に基づく許可等を受けた場合は、それを証する書類の写し

(7) 防犯カメラ管理運用規程

(8) 管理運用責任者及び操作取扱者届出書(様式第6号)

(9) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による補助金交付の申請があったときは、その内容を書類及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付を決定し、呉市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により、補助金を交付することが不相当と認めるときは、速やかに交付しない旨を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第11条 市長は、補助金の交付を決定する場合には、次の条件を付するものとする。

(1) 別に定める呉市防犯カメラ設置補助事業管理運用要領を遵守すること。

(2) 防犯カメラ設置者は、当該防犯カメラを適切に維持管理及び運用し、防犯カメラを廃

止するまで、毎年、防犯カメラ管理状況報告書（様式第8号）を市長に提出すること。

(3) 防犯カメラを設置した後に、防犯カメラの設置場所の変更又は廃止をしようとする場合は、市長の承認を受けること。

(4) 防犯カメラを設置後5年以内に廃止する場合は、補助金の全部又は一部の返還に必ずること。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その限りでない。

(5) 前2号の規定に基づき、防犯カメラを廃止又は設置場所を変更する場合は、責任を持って当該設置場所を原状復旧すること。

(6) 管理運用責任者又は操作取扱者に変更があった時は、速やかに第9条第8号に規定する管理運用責任者及び操作取扱者届出書を市長に提出すること。

(7) 防犯カメラの設置工事等を、次のア又はイのいずれかに該当する者にその全部又は一部を委任し、又は請け負わせないこと。

ア 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員

イ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定により公表が行われている者

（実績の報告）

第12条 第10条第1項の規定により補助金交付が決定し、防犯カメラを設置した者（以下「防犯カメラ設置者」という。）は、設置及び支払が完了した日から40日以内に呉市防犯カメラ設置事業実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 設置した防犯カメラにより撮影された画像

(2) 設置後の現況写真

(3) 収支決算書（様式第10号）

(4) 設置費用に係る領収証書その他収支の事実を証する書類又はその写し

(5) その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第13条 市長は、前条に規定する呉市防犯カメラ設置事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金額を確定し、これを呉市防犯カメラ設置補助金額確定通知書（様式第11号）により防犯カメラ設置者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 防犯カメラ設置者は、前条の規定により確定した補助金の交付を受けようとするときには、呉市防犯カメラ設置補助金交付請求書兼委任状（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の概算払い）

第15条 市長は、設置事業について必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 防犯カメラ設置者は、概算払を受けようとするときは、呉市防犯カメラ設置補助金概算
払請求書兼委任状（様式第13号）により、市長に請求しなければならない。

（書類の保存）

第16条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラの補助金交付及び設置に係る書類を、設置が完了し
た日から5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定
める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

改正 平成30年11月1日

呉市防犯カメラ設置補助金事前協議申請書

平成 年 月 日

呉市長様

団体名 _____
代表者 _____ 印
住 所 _____
電話番号 _____

呉市防犯カメラ設置補助金を利用して防犯カメラを設置することについて、次のとおり可決承認されたので、協議を申請します。

1 会議開催日 平成 年 月 日

2 会 議 名 _____

3 防犯カメラ設置予定台数 _____ 台

4 防犯カメラ設置場所

優先順位	設 置 場 所
1	
2	
3	
4	
5	

5 防犯カメラを設置する理由（背景等を含め、具体的に記入してください。）

6 設置に係る管轄警察署への相談結果（場所，撮影範囲，助言等）



7 添付書類

- (1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (2) 団体規約及び役員名簿

(様式第2号)

呉市 第 号
平成 年 月 日

呉市防犯カメラ設置補助内示書

団体名
代表者 様

呉市長 印

平成 年 月 日付けで申請がありました呉市防犯カメラ設置補助金事前協議申請について、適当と認めますので、呉市防犯カメラ設置補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり内示します。

1 防犯カメラ設置台数 _____ 台

2 防犯カメラ設置場所

番号	設置場所
1	
2	
3	

呉市防犯カメラ設置補助金交付申請書

平成 年 月 日

呉市長様

団体名 _____
代表者 _____ 印
住 所 _____
電話番号 _____

呉市防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、呉市防犯カメラ設置補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

1 防犯カメラ設置台数 _____ 台

2 防犯カメラ設置場所

番号	設置場所
1	
2	
3	

3 設置完了予定日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

4 補助金交付申請金額 _____ 円

5 添付書類

- (1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面及び写真
- (2) 収支予算書(様式第4号)
- (3) 補助対象経費に係る見積書
- (4) 防犯カメラを設置する場所の所有者等の承認書(様式第5号)の写し
- (5) 防犯カメラの資料(第5条で規定する機能が確認できるカタログ、仕様書等)
- (6) 道路交通法その他の法令に基づく許可等を受けた場合は、それを証する書類の写し
- (7) 防犯カメラ管理運用規程
- (8) 管理運用責任者及び操作取扱者届出書(様式第6号)
- (9) その他市長が必要と認める書類

防犯カメラ設置事業収支予算書

1 収入額

(単位：円)

項目	金額	備考
合計		

2 支出額

(単位：円)

項目	金額	内訳 (カメラ1台ごと)		
		1台目	2台目	3台目
合計				

承認書

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

防犯カメラを次の場所に設置することについて承認します。

設 置 者 _____

設置場所 _____

設置台数 _____ 台

管理運用責任者及び操作取扱者届出書

平成 年 月 日

呉市長様

団体名 _____

代表者 _____ 印

住 所 _____

電話番号 _____

管理運用責任者及び操作取扱者を次のとおり届出します。

防犯カメラ及び画像データについては、呉市防犯カメラ設置補助事業管理運用要領を遵守し、管理運用責任者及び操作取扱者として適正な管理、運用を行います。

【管理運用責任者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

【操作取扱者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____